

関 係 各 位

長泉町選挙管理委員会
委員長 寺 内 茂

公職選挙法の遵守に関する注意喚起について（通知）

平素から選挙事務に関して、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、皆さま既にご承知のとおり、長泉町長選挙及び長泉町議会議員選挙が、9月2日（火）告示、9月7日（日）投・開票日の日程で執行されます。

当該選挙を控えるこの時期になりますと、立候補予定者やその後援団体の活動及び行動等について、「これは違反行為ではないか。」との通報が有権者の皆さまから多数寄せられます。

つきましては、下記を参考にしていただき有権者から疑念を持たれるような行為がないように、十分ご注意願います。なお、本通知は、町ホームページにも掲載し、周知いたします。

記

○政治活動用事務所の立札、看板の設置箇所等について

選挙管理委員会から証票の交付を受けて設置する立札、看板等は、政治活動のために使用する事務所ごとに設置できることとなっており、**駐車場や畑などの事務所としての実態がない場所に設置することはできません。**（公選法第143条第16項第1号）

○後援会加入案内について

後援団体の規約に定めた目的に沿った行為は、選挙運動ではないので選挙期間前に行っても事前運動とはなりませんが、選挙期間前に後援団体の政治活動の一環として、**後援会加入文書をポスティングにより頒布する行為や、投票依頼の文言又はそれを推察しうる文言が記載されているものなどは、時期、方法、内容等によっては売名行為などの事前運動となる可能性があります。**（公選法第129条）

また、**選挙期間中に、後援会加入文書のような当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載された文書図画を頒布することはできません。**（公選法第201条の13第1項第2号）

○政治活動における「のぼり旗」、「たすき」等の使用について

選挙期間前の平常時の政治活動の一環として、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）又は後援団体が道路や駅前などで街頭演説等を行う場合がありますが、この場合、**公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような事項若しくは当該後援団体の名称が表示された、のぼり旗、ブラカード、たすき、腕章等を掲示（使用）する行為は禁止されています。**ただし、選挙期間中において候補者自らが使用する、たすき、胸章及び腕章の類は使用が認められています。（公選法第143条第1項第3号、同条第16項）

○政治活動用事務所の外から見えるポスター、看板等について

政治活動用事務所内から、選挙運動用に作成したポスター、立札・看板等を通行人等から見える形で掲示する行為は、掲示の態様によっては事前運動にあたる可能性があります。（公選法第129条）

※本通知は、静岡県選挙管理委員会作成の「政治団体名簿（令和6年12月31日現在）」に搭載されている団体へ送付しています。

担 当 選挙管理委員会事務局
勝又
電話番号 989-5500

公職選挙法（抜粋）

（選挙運動の期間）

第二百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する第八十六条の二第九項の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（文書図画の掲示）

第四百三十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 二 第四百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- 四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- 四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2～15（略）

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
- 二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）
- 三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの

四（略）

17～19（略）

（連呼行為等の禁止）

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。以下（略）

- 一（略）
- 二 いかなる名義をもつてするを問わず、掲示し又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。

三（略）

2（略）